

議案第7号

東武日光線幸手駅自由通路整備工事の施行に関する
基本協定の一部を変更する協定の締結について

次のとおり東武日光線幸手駅自由通路整備工事の施行に関する基本協定の一部を変更する協定を締結することについて議会の議決を求める。

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 協定の目的 | 東武日光線幸手駅自由通路整備工事 |
| 2 | 変更前の協定の金額 | 金1,600,000,000円 |
| 3 | 変更後の協定の金額 | 金1,522,215,632円 |
| 4 | 協定の相手方 | 東京都墨田区押上一丁目1番2号
東武鉄道株式会社
取締役社長 根津嘉澄 |

令和2年2月21日提出

幸手市長 木村純夫

提案理由

平成27年第1回幸手市議会定例会の議決を経て締結した東武日光線幸手駅自由通路整備工事の施行に関する基本協定の一部を変更する協定を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものである。

東武日光線幸手駅自由通路整備工事の施行に関する基本協定の一部を変更する協定の概要について

- 1 協定の名称 東武日光線幸手駅自由通路整備工事の施行に関する基本協定
- 2 協定の金額 (変更前) 金1,600,000,000円
(変更後) 金1,522,215,632円
- 3 変更の理由 工事費の精算を行ったため、協定の金額を変更するものである。